

著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム (第1回)における主な議論の概要

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム(以下「本WT」という。)(第1回)における主な議論の概要は、以下のとおり。

1. クラウドサービス等と著作権について

(1) 本WTにおける議論の進め方について

- サービスの展開により著作権者が損害を被ることについて実証データ等で示されない限りは、著作権者の正当な利益を不当に害したとはいえないと考えられるため、これらのサービスについて、適法化を否定したり権利者への金銭の支払いを条件としたりすることはやめるべき。
- (上記意見に対し、)権利者も利用者の利便性が向上するサービスの展開に異議を唱えているわけではないが、その際に対価の還元が必要だというのは法制・基本問題小委員会での共通認識となっているはずであり、金銭の支払いを条件とすることはやめるべきというのであれば、議論の入口にも入ってこない。
- 利用者等の利便性の向上と産業の発展のために、著作権者は少し黙っているなどという主張もあるが、事業者と実際に交渉を行っている立場からすれば、事業者と権利者がWin-Winの関係を構築して利用者によりよいサービスを提供することが、サービスの成功の鍵であると感じている。
- 本WTには、「クラウドサービス等と著作権」及び「クリエイターへの適切な対価還元」という二つの検討課題が設けられているが、前者については政府内の他の会議においても早期の検討を求められていることから、後者と分離して優先的な検討をお願いしたい。
- (上記意見に対し、)「クリエイターへの適切な対価還元」が、私的使用目的の複製に対する補償を扱うものである以上、「クラウドサービス等と著作権」について、クラウドサービスを通じて行われる著作物の複製は私的使用目的の複製であるという事業者側の主張を前提とすれば、両者は切っても切れない関係にあり、後者のみを優先的に検討することはできないのではないか。

(2) 本WTにおいて当面議論の対象とすべきサービスについて

① 当面議論の対象とすべきサービスの絞りこみについて

- 私的使用目的の複製が関係するクラウドサービスだけでなく、その他のクラウド上の情報活用サービスについても、海外では広く展開されているものがあり、我が国においても早期に検討をお願いしたい。
- (上記意見に対し、) 海外における様々なクラウド上の情報活用サービスが、サービスが展開されている国の法律において本当に適法なサービスとして展開されているのか不明である。適法性は不明であるが、事業者がリスクを負ってサービスが展開しているものがあるのではないか。
- (上記意見に加え、) 海外で現に展開されているサービスを、日本でも展開できるようにしてほしいということだが、例えばアメリカと日本では法律の在り方が全く異なるので、そこを無視して議論をしても仕方がない。
- クラウドサービスに関する問題については、議論できるところと、なかなか議論がまとまらないところがあるのではないかと。まずは私的複製に関する問題を中心に議論を進めつつ、契約で解決することができる範囲を明確にし、その部分は契約で処理するという二つの観点から問題を分析すべきである。
- 議論の選択と集中をしなければ、議論が発散して終わるだけである。議論を整理する上では奥郵チーム員によるロッカー型サービスの4分類(資料1参照)が分かりやすい。そこでいうタイプ1(プライベート・配信型)及びタイプ3(共有・配信型)に関しては、日本でも既に契約によるサービスが展開されており、法的な問題も生じていない。また、タイプ4(共有・自炊型)のようなサービスを権利者の許諾無く行えるようにしてほしいという主張をする事業者はいないと考えられる。したがって、本ワーキングチームでは、タイプ2(プライベート・自炊型)について議論することとしたほうがよい。

② 私的使用目的の複製が関係するクラウドサービスと著作権法との関係について

- 新しいサービスにより利便性が高まることについて権利者は歓迎するが、現状のクラウドサービスについて、契約の実態はきちんと確認していただく必要がある。たとえば、事業者がコンテンツを用意して利用者に配信する、音楽配信型のクラウドサービスは、全て契約による権利処理がなされている。また、スキャン&マッチのようなサービスについても、現在議論の最中であるものの、利用許諾の申入れが事業者よりなされているところである。
- コンテンツを取り扱うクラウドサービスを展開している海外事業者は、日本でのサービス展開にあたって利用許諾を求めてきている。そのため、JASRACとしては、クラウドサービスビジネスは基本的に契約の問題として解決できるものと考えており、司法判断に対する一方的な批判や、一方的な法改正の要求に対し懸念を抱いている。ここでの問題は著作権の問題ではなく、ビジネス上の問題ではないか。

- 私的使用目的の複製が関係するクラウドサービスと著作権法との関係について議論するためには、まず利用行為主体論を先に検討しないと、何を「私的使用目的の複製」と言うのかが分からなくなるのではないかと。

③ 諸外国との比較について

- 海外における様々なクラウド上の情報活用サービスが、サービスが展開されている国の法律において本当に適法なサービスとして展開されているのか不明である。サービスによっては、事業者がリスクを負って展開しているものがあるのではないかと。(再掲)
- ロッカー型サービスやテレビ番組録画・転送サービスについて、米国の判例もまだ変化の途上であり、どのように落ち着くのかということは現時点では分かりかねる。
- クラウドサービスやデジタルコンテンツ配信の先進国と言われている米国であっても、クラウドサービスと著作権をめぐる状況は非常に過渡的な状況にあると思う。だからこそ、ステークホルダーがどこまで歩み寄れるのかということを探り合うことが重要。
- 海外では権利者の許諾の下でクラウドを用いた見逃し番組配信サービスが提供されている事例もある。こうしたことから、コンテンツを取り扱うクラウドサービスの大半は、利用許諾によるサービス提供が可能ではないかと考えている。

2. クリエーターへの適切な対価の還元について

- 私的複製に関係するユーザー、複製手段を提供する者、権利者との間に現在生じているアンバランスを是正するため、機器、媒体、サービスの別を問わず、私的使用目的の複製に供される複製機能を補償の対象とし、当該複製に供される機器、媒体、サービス等を利用者に提供する事業者を補償金の支払義務者とする新たな補償制度の創設を提案したい。例えば、汎用ストレージサービス等、利用許諾に基づいて展開できるサービスの範囲から外れるものは補償の対象として考えていく余地があるのではないかと。
- 多くのユーザーは、デジタルコピーが自由にできるという形で利便性が認められているのであれば補償金を払うのはやぶさかではないが、DRMによってコピーが厳しく制限されているのであれば、違法コピーも制限されているので、補償金を払う必要は無いという感覚だと思う。

- ▶ コンテンツを利用する、あるいはそれをビジネスとして運用するときの著作権の考え方として、コンテンツの利用の対価をできるだけ安く払う、できるだけ払いたくないといった位置づけから話が始まることがよくあるが、多額のコストと時間をかけてコンテンツを制作している立場からするととんでもない話である。(クリエイターに対する適切な対価還元については、) ユーザーに対する利便性と、汗をかいた制作者側とのバランスがどうとれるかという点を、色々な業界等をまたいだところで議論できるようにしていく必要がある。

(以 上)